

2023年度版

民生委員・児童委員

# 活動記録

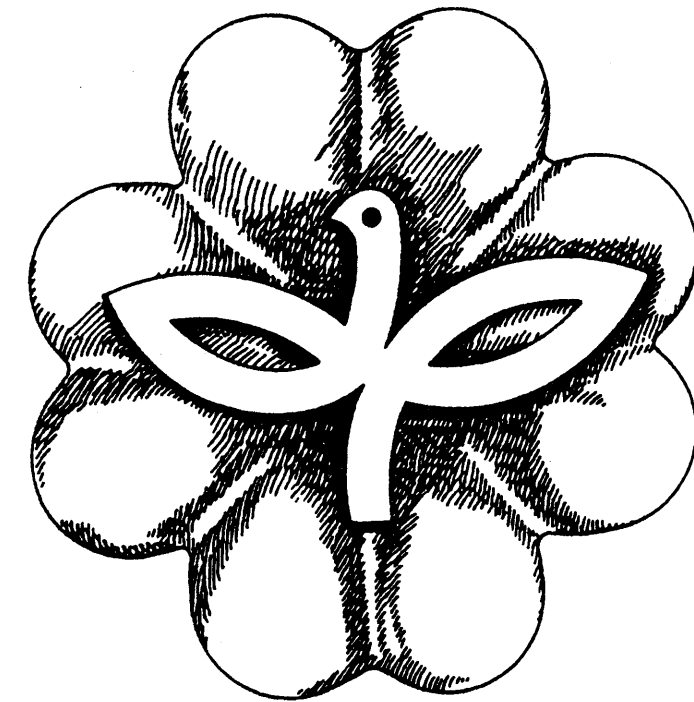
## 活動記録について

- 活動記録の様式・区分は、厚生労働省の統計調査である福祉行政報告例に定められた様式第40「民生委員（児童委員）の活動状況」の報告事例に基づきます。
- 活動記録は、民生委員法（昭和23年法律第198号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、民生委員・児童委員が行う相談・援助等の活動状況の記録にお役立ていただくことを目的とした冊子です。
- また活動記録は、児童福祉法の規定に基づき、主任児童委員が行う相談・援助等の活動状況について記入するものです。

※単位民児協会長は、記入の有無にかかわらず全員の報告書を取りまとめ、翌月15日までに福祉事務所または町村の主管課に提出してください。

※本冊子に記載の記入例は一般的なものであり、地域によってその記入方法が異なる場合もあると思いますが、その場合、地域ごとの記入方法を否定するものではありません。

※記入や集計の方法などに関するご質問は、お住まいの行政主管課にお問合せください。



担当区域名

委員名

分類表1 活動内容区分

区分	例示	具体例
相談・支援件数	<p>さまざまな相談を受けて解決に向けて支援する活動、生活支援のための活動 (必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、福祉サービスに関する苦情解決の支援、見守り支援、その他日常生活に関する支援等を含む。)</p> <p>※この区分に該当する場合は、「分類表2」からさらに、<u>内容・分野</u>を区分します</p> <p>※個人や世帯から直接相談を受けた場合だけでなく、関係機関や団体等と個人や世帯の支援について相談や調整、協議等を行った件数も含む。ただし支援について委員どうしで相談・アドバイスをすることは、「連絡調整回数/委員相互(9)」にのみ計上する。</p>	⇒ 分類表2を参照
その他の活動件数	調査・実態把握(1)	<p>世帯の支援に必要な情報収集や状況把握、民児協の独自調査、市町村、社会福祉協議会、他の機関・団体からの依頼により調査を行った延件数を計上する。</p> <p>○民児協が中心となって、子育てに関する住民の意識調査を行った。 ○市からの依頼で高齢者の基礎調査に協力した。 ○地域の遊び場の状況について幼児期の子どもがいる親達に聞いて、実態を把握した。 ○小規模作業所の活動状況の実態把握を行った。 ○児童相談所からの依頼で、担当区域の世帯についてマンションの管理人から状況を聞いた。 ○調査票を回収した。 ○福祉票の作成・点検を行った。</p>
	行事・事業・会議への参加・協力(2)	<p>民生委員・児童委員、主任児童委員として出席、参加した諸会合、行事、協力した事業(共同募金、敬老金の配付等の行事、葬儀への列席等を含む。)の延件数を計上する。</p> <p>※1つの行事・事業・会議につき1件。1日複数の行事等に参加・協力した場合は、その延件数を計上する。</p> <p>○民生委員・児童委員として市の要保護児童対策地域協議会に出席した。 ○生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関の要請により支援調整会議に出席した。 ○担当区域内の世帯の葬儀に参列した。 ○小学校の入学式や運動会などに出席した。 ○市からの敬老バスの申請書を配付した。 ○共同募金活動に協力した。</p>
	地域福祉活動・自主活動(3)	<p>民生委員・児童委員、主任児童委員又は民児協が社協や関係機関・団体等と協働して行う地域福祉活動、民児協独自で行う地域福祉活動の延件数を計上する。</p> <p>○社協の福祉協力員や自治会の人に呼びかけて小地域ネットワークでの支援について打合せを開催した。 ○老人クラブ共催の会食会で食事をつくり会食にも参加した。 ○校区社協と民児協とで行う配食サービス事業に参加し弁当を届けた。 ○主任児童委員が中心となって行っている子育てサロンのチラシを作成した。 ○子ども虐待の早期発見を市民に呼びかけるポスターを民児協で手作りした。</p>
	民児協運営・研修(4)	<p>民児協の定例会、部会・委員会、研修会等の企画実施に携わった延件数及びこれらに参加した延件数を計上する。</p> <p>○児童福祉部会の会合に出席し、児童委員活動の推進について話し合った。 ○民児協定例会に出席した。 ○県民児協が開催する、中堅民生委員・児童委員研修に参加した。 ○定例会(または部会・委員会)で意見具申の内容検討を行った。 ○定例会のための資料を作成した。 ○集計表を提出するため、月末に活動記録の整理・点検を行った。</p>

区分	例示	具体例
その他の活動件数	証明(調査・確認等)事務(5)	<p>就学困難証明・生活困窮証明や、児童の監護・養育者に関する事実等、本人や行政機関等から協力を求められた場合に行った証明、調査または事実確認等の延件数を計上する。</p> <p>○経済事情により学校給食費の支払いが困難な家庭が援助申請を行うため、生活困窮状況の確認を行い、書類を教育委員会に提出した。 ○児童扶養手当の受給者が現況届を行うにあたり、本人の申立て内容に対する確認を行い書類を作成した。</p>
	要保護児童の発見の通告・仲介(6)	<p>要保護児童を発見し福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数及び要保護児童発見者からの依頼により福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数を計上する。</p> <p>○虐待の疑いのある家庭について住民から通報があり、福祉事務所や児童相談所等に連絡した。 (注) 福祉事務所や児童相談所から連絡を受け活動した場合は、その内容によって「相談・支援件数」や「その他の活動件数/調査・実態把握(1)」のいずれかに区分。</p>
訪問回数	訪問・連絡活動(7)	<p>見守り、声かけなどを目的として障害(児)者、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等に対して訪問・連絡活動(電話や電子メールによるものを含む。)を行った延件数を計上する。</p> <p>※要保護児童等に対するものを含む。</p> <p>○子どもを虐待していたことのある家庭を定期的に訪れ、声をかけている。 ○ひとり暮らしでひきこもりがちな男性の自宅を訪ねてみた。 ○とくに日常生活に支障があるわけではないが、時折ひどく沈んでいることがある高齢者を訪ねた。 ○正午を過ぎても雨戸が閉められたままだという連絡を受け、とにかくその人の家に電話をした。 (注) 友愛訪問・安否確認のための訪問は、ここに区分。</p>
	その他(8)	<p>(7)以外に関する訪問・連絡活動を行った延件数を計上する。</p> <p>○電話で、相談があるので来てほしいと頼まれ、訪問した。 ○調査・実態把握のために、対象となる個人や世帯を訪ねて行った。 (注) 住民からの事務的な連絡を受けた場合や、単に相談したいということのみをもちかけられた場合等はここに区分</p>
連絡調整回数	委員相互(9)	<p>他の民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡調整を行った延件数を計上する。</p> <p>○定例会の開始時刻の変更を、別の委員に連絡した。 ○学校を休みがちな児童のことで小学校から電話が入ったので、会長と区域担当児童委員に電話で連絡をした。 ○いま関わっている世帯の支援について、他の委員に相談した。</p>
	その他の関係機関(10)	<p>社会福祉施設、市町村行政、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、学校、教育委員会、社協等の関係機関・団体との連絡調整を行った延件数を計上する。</p> <p>○年金手帳を紛失してしまったが再発行できないかと聞かれ、可否を電話で役場の年金課に尋ねた。 ○配偶者間暴力に耐えているという相談を受けたので、本人同意のうえ婦人相談所に連絡した。 ○近ごろ他人と接するとひどく緊張することに悩んでいると相談を受け、保健所に連絡し巡回指導を依頼した。 (注) P.8の「連絡調整回数」欄についての説明も参照。</p>
活動日数(11)	活動を行った実日数を計上する。	(注) 1日に複数の活動を行った場合でも活動日数欄には1つだけ○を記入。

分類表2 相談・支援件数区分 ※「相談」だけでなく、「支援」内容も含む。

区分	例示	具体例	
内容別相談・支援件数	在宅福祉 (1)	介護・介助に関する一般的な相談、介護保険を除く各種在宅福祉サービス(障害(児)者に対する各種サービス、食事サービス、入浴サービス、移送サービス等)の利用、日常生活自立支援事業の利用、介護保険施設を除く社会福祉施設への入所等についての相談、補装具、日常生活用具の給付・貸与や住宅改造、身体障害者手帳や療育手帳の交付に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上する。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に関する事は、この区分に計上。	○自立支援給付費の支給申請について尋ねられたので、申請手続きを説明し窓口を紹介した。 ○介護保険以外の在宅生活を送るための福祉サービスにはどのようなものがあるかについて、相談を受けた。 ○日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用や仕組み、契約に関する相談を受けた。 ○障害者の外出支援活動をしている団体を尋ねられ、担当区域内のNPO法人・ボランティアグループを紹介した。 (注) これらの内容について相談のつたり、情報提供や調整等をした場合のみ該当。委員自身がボランティア活動等に参加する場合は「その他の活動件数」の「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入。
	介護保険 (2)	介護保険のサービス(居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業等)の利用、要介護認定、保険料、利用料に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。	○介護保険制度について知りたいと言われ、利用できるサービス等について説明した。 ○玄関や廊下に手すりをつけたいという相談を受け、住宅改修には介護保険制度が使えることを説明した。
	健康・保健医療 (3)	心身上の疾病・障害の予防及び治療、医療費、精神保健、生活習慣病予防、リハビリテーション、健康増進(健康・食生活相談、健康教育)、健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上する。(介護保険に関する事及び母子保健に関する事を除く。)	○ひとり暮らしの男性から、これまでの健康管理を反省し食生活を改善したいと相談された。 ○家族の健康を考え食生活を改善したいが、調理・栄養の指導をしてもらえるような市民講座の開講はないかと聞かれた。 ○健康に不安があるので定期的に健康チェックをしたいが、どのような方法があるかという相談を受けた。 ○国民健康保険に未加入なので先行き心配であるとの相談を受けた。
	子育て・母子保健 (4)	育児支援のための認定こども園や幼稚園、保育所、福祉サービス等の利用、児童虐待、児童養護等子育ての問題に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○子どもの育て方やしつけに自信がもてなくなった。どうしたらよいかと相談を受けた。 ○ひとり親家庭で月々の延長保育料が高い、よいサービスがないだろうか相談を受けた。 ○引越し後間もなく、新生児を抱えて不安である。母親どうしの支援サークルや保健学級などがないだろうか聞かれた。
	子どもの地域生活 (5)	子ども会や自治会行事への参加、遊び場や通学通園路の問題に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○引越ししてきたばかりで、子どもに友だちができないと相談を受け、子どもを交えて話をした。 ○子どもが近隣の子どもたちとなじめないのでいい手立てはないかと相談を受け、本人を交えて子ども会活動について話をした。 ○公園にある遊具でケガをする子どもが多いと聞いて、状況を見に行き、市役所に連絡した。 (注) 家庭・学校以外の子どもの生活に関する事が該当。
	子どもの教育・学校生活 (6)	学校教育や進学の問題等子どもの教育に関する事、不登校やいじめの問題等学校生活に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○学校の授業についていけないと相談してきた子どもの話を聞き、主任児童委員と相談することにした。 ○いじめの現場を見かけ、見知った児童であったため共に帰宅し、本人同意のもとに両親に話をした。
	生活費 (7)	生活保護の申請・受給、生活困窮者自立支援制度の利用、生活に必要な経費・貸付金・借入金(消費者金融、クレジットローン、税金等)、生活援助資金(生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金及び高齢者住宅整備資金、障害者住宅整備資金等)、悪質な訪問販売等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○生活保護を受けるための必要な条件や手続きについて相談を受けた。 ○借入金の返済が滞り困っているがどうしたらよいかと相談を受けた。 ○しつこく通ってくる訪問販売員がまた来たので立ちあってほしいと言われ、訪問した。
	年金・保険 (8)	厚生年金保険、国民年金、労災保険、雇用保険、自動車損害賠償責任保険等の年金・保険の問題及び児童、障害者、高齢者等の各種福祉手当等に関する相談・支援を行った延件数を計上する。(健康保険、国民健康保険に関する事を除く。)	○国民年金の給付申請をするにあたり、詳細を知りたいので説明してほしいと言われ、役場の担当課につなぎ、説明してもらった。 ○児童扶養手当について知りたいと言われ、資料を見せた。

区分	例示	具体例		
内容別相談・支援件数	仕事 (9)	就職、雇用、失業、出稼ぎ、職業指導、職業能力の開発、内職、仕事に関する資金の借入(生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金に関する事を除く。)や機器購入に関する事等の相談・支援を行った延件数を計上する。	○突然の解雇通告で失業したので、今後の生活について相談にのってほしいと言われた。 ○技術修得のための学校に通うにはどうしたら良いかと尋ねられた。	
	家族関係 (10)	結婚、離婚、親子関係、扶養、相続、家庭不和、行方不明、近隣関係等の問題について相談・支援を行った延件数を計上する。	家族・親族内での問題に関する相談・支援のほか、「近隣関係」には、 ○隣人との関係不良、隣家(階上)の騒音の悩み ○町内会に加入しないことを理由に役場の広報等、必要な情報が配られない。 ○毎日のように隣家から、誰かが暴力をふるっているような物音が聞こえる等の相談が含まれる。 (注) 隣家との土地・家屋の境界線や所有権に関する問題は「住居(11)」に区分。	
	住居 (11)	入所、立退き、借地、借家、家賃、家屋の補修、土地の売買、境界線、宅地等の問題について相談・支援を行った延件数を計上する。	○借家を明渡す際に補修を求めたところ応じない、どうしたらよいかと相談を受けた。 ○隣人と土地の境界のことでもめた相談を受け、専門家を紹介した。	
	生活環境 (12)	危険箇所、公害、環境衛生等の環境問題への苦情に関する事等の相談・支援を行った延件数を計上する。	○街灯がいくつも切れたままになっており夜道が危険だと相談を受けた。 ○歩道わきの下水溝が詰まっていて雨が降ると冠水して困ると聞き、役場に連絡した。 ○野犬が増えゴミを漁るので不衛生で困っていると相談を受けた。 ○河原にゴミを捨てにくるトラックを時折見かけると連絡が入った。 (注) 子どもの遊び場や通学通園路の問題は、「子どもの地域生活(5)」に分類。	
	日常的な支援 (13)	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、他に代替手段がないなどによりやむを得ず、通院の付添、買い物代行、ゴミ出し、除雪灰等軽易な日常生活に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	例示に挙げたもののほか、買い物の同行、登下校の付添い、掃除、手紙の代筆、書類等の提出代行等をはじめ、役場から届いたハガキや書類が字が小さくて読めないで読んでほしい、通知に書いてある意味がわからないので助けてほしい、自宅を転でしまいい立てずに困っている、といった訴えに応じるような、日常生活に関わる支援を記入。	
	その他 (14)	(1)～(13)のいずれにも該当しない内容について相談・支援を行った延件数を計上する。	(1)～(13)のいずれにも該当しないと思われる場合に記入。また、判断しがたい場合も、無理に内容を特定せず、(14)に計上。	
	分野別相談・支援件数	高齢者に関する事 (16)	高齢者に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	「相談・支援の対象となる人(=支援を必要としている人)の属性」で分類。「相談者の属性」を分類するのではないことに注意。なお、属性が2つ以上の分野に該当する場合(例:高齢者かつ障害者である場合等)は、相談内容がいずれに起因しているかによって分野を特定する。 (注) (16)～(18)のいずれにも該当しない場合や、上記の基準によっても判断しがたい場合は、無理に分野を特定せず、(19)に計上。 ※例1:ある高齢者(車いす利用)から、市営バスの敬老パスは来年ももらえるのかと質問を受けた。 ⇒内容別(1) - 分野別(16) ※例2:ひとり親家庭の父親から、子どものしつけのことで相談を受けた。 ⇒内容別(4) - 分野別(18)
		障害者に関する事 (17)	障害者に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	
		子どもに関する事 (18)	子ども(障害児を含む。)に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	
		その他 (19)	(16)～(18)以外に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	









